



議案第三十六号

三朝町国民健康保険税条例の制定について
別紙のとおり三朝町国民健康保険税条例を制定する

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例(案)

(納税義務者)

- 第一条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主^{に対し}に課する。
- 2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第二条 第一条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、当該合算額が五万円をこえる場合においては課税額は、五万円とする。

(所得割額)

第三条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号。以下「法」という)第三百十四条の二第一項ただし書に規定する総所得金額、退却所得の金額及び山林所得の金額の合計

額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合計額を課税標準とし、これに第五条の税率を乗じて算定する

(資産割額)

第四条 第二条の資産割額は、当該年度分として納付した又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額を課税標準とし、これに第五条の税率を乗じて算定する

(税率)

第五条 国民健康保険税の税率は、左の通りとする

- 一、所得割 百分の二・〇
- 二、資産割 百分の四・〇
- 三、被保険者均等割 被保険者一人について四〇〇円
- 四、世帯別平等割 一世帯について八〇〇円

(賦課期日)

第六条 国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする

(納期)

第七条 国民健康保険税の納期は左の通りとする

第一期 六月十六日から同月三十日まで

第二期 九月十六日から同月三十日まで

第三期 十一月十六日から同月三十日まで

第四期 一月十六日から同月三十一日まで

(納税義務の発生消滅に伴う賦課)

第八条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生

した日の属する月から、月割をもつて算定した第二条の額を課する

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日の属する

月の前月まで、月割をもつて算定した第二条の額を課する

3 第一項の場合において、被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主

が第一条第二項の世帯主となった場合)においては、当該被保険者及び当

該世帯主、以下本項において同様とする)に係る当該町税として納付した又

は、納付すべき第三条の町民税の所得割額がないときは、当該被保険者が他の

市町村に当該年度分として納付した又は納付すべき市町村民税の所得割額（当該他の市町村における市町村民税の所得割の算定の方法が町税条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）第二章第一節に規定する方法と異なる場合においては当該規定によつてこれを算定し直した場合における額とする）をもつて第三条の所得割額とする

（徴収の特例）

第九条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる町民税の所得割額（法第二百十四条の二第二項ただし書に規定する総所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項第六号の規定による控除をした後の総所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合計額）が確定しなため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において未納の納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者についてその者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める）

場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において町長が定める額とするを、それ以外の納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度の国民健康保険税額をこえることとなるときは法第十七条の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金を充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第廿条 前条第一項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額に満たないこととなるを認められるときは、同項の規定によつて国民健康保険税を徴収されることとなる者は納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に町長に前条第一項の規定によつて徴収される国民健

康保険税額の修正を申し出ることができ、

2. 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相
当の理由があるを認められるときは、所長は、当該年度分の国民健康保
険税額の見積額を基礎として、前条第二項の規定によつて徴収する国民
健康保険税額を修正しななければならない。

(税額の軽減)

第十一条 第一条第三項の世帯主に対して課する国民健康保険税の額は、

第二条の課税額から左の各号に掲げる額の合計額を減額したものとす

一、当該世帯主の均等割額、

二、当該世帯主の所得割額に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者で
ない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む)の数に対する割合
を乗じて得た額

2. 次の各号の二に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健
康保険税の額は、第二条の課税額から当該各号に掲げる額を減額したものと
する

一、法第七百三條の四に規定する総所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合算額が法第三百十四條の二第一項第六号に掲げる金額をこえない世帯に係る納税義務者

イ、被保険者均等割額

被保険者(第一條第二項に規定する世帯を除外)

一人について

二百四十円

一世帯について

四百五十円

二、法第七百三條の四に規定する総所得金額、退取所得の金額及び山林所得の金額の合算額が法第三百十四條の二第二項第六号に掲げる金額に被保険者(当該納税義務者を除く)一人につき一萬五千円を加算した金額をこえない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く)

イ、被保険者均等割額

被保険者(第一條第二項に規定する世帯

を除外)

一人について 百六十円
一世帯について 三百円

(国民健康保険税の納期限の延長)

第十二条 市長は、国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて、三月をこえない限度において、その納期限の延長をすることができる

(国民健康保険税の納期前納付)

第十三条 国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期にかかる納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる

2. 前項の規定によつて 国民健康保険税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に納期前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切捨て十五日以上は一月とする）を乘じて得た額の報奨金を交付する。但し当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

（国民健康保険税の減免）

第十四条 町長は、生活困窮者として特に必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免することができる。

2. 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限前七日迄に左に掲げる事項を記載した申請書の減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

一 年度、納期別、税額

二、減免を受けようとする事由

(国民健康保険税の納税通知書)

第十五条 国民健康保険税の納税通知書は、別記様式による

第十六条 この条例に定めるものの外国民健康保険税の賦課徴收については、町税条例の定めるところによる

附 則

一、この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する

二、町税条例(昭和三十三年三朝町条例第一号以下「町税条例」といふ)第三章中第二節国民健康保険税第四百二十二条から第四百五十四条までの全文を削除する

三、改正前の町税条例によつて賦課され、又は賦課されるべき国民健康保険税については、なを従前の例による

別記様式

国民健康保険税納税通知書

第 1 号 様式

<p>納税義務者 氏 名</p>	<p>昭和 年度 町 税 国民健康保険税</p> <p>年 税 額</p> <table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>百</td> <td>十</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>百</td> <td>十</td> </tr> </table>											百	十	百	十	百	十	百	十	百	十																									
百	十	百	十	百	十	百	十	百	十																																					
<p>石のとおり各納期に於て納付して下さい。納期限までに税金を完納しないときはその翌日から税金完納の日まで日割に於て税額100円につき1日十銭の割合で計算した額の延滞金を徴収します。但し督促状発付前の期間又はその発付の日から起算して10日を超過した以前の期間は10円につき2銭とする。</p> <p>1. 地方税法第1703条三並びに国民健康保険税条例第1条の規定によつて国民健康保険の被保険者である世帯主(国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯に国民健康保険の被保険者がある場合において世帯主とみなされた者を含む)に対して右の通り国民健康保険税が課税します。</p> <p>2. 納期は4回に分けておきますが各期の金額について各納期限までに納付して下さい。</p> <p>3. 納期のまだ到来していない其分の税金を前納した場合は国民健康保険税条例の規定によつて納期前1ヶ月毎に税額の百分の一の報奨金が交付されます。</p> <p>4. 納税者はこの税金について、まちがい又はあやまりがあると認める場合は地方税法の規定に基づいて、この納税通知書を受けつた日から30日以内、町長に対して異議の申立をすることが出来ます。</p> <p>5. 納期限までに税金を完納しないため督促を受け且つその督促状を發付した日から起算して10日を超過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しないときは滞納処分を受けふこととなります。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東伯郡三朝町長 坂 出 雅 己</p>	<p>1. 国民健康保険税明細</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>税 区 分</th> <th>控分率</th> <th>課税標準</th> <th>税 率</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 得 割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者等割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 各納期の納付額及納期限</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 別</th> <th>納 付 額</th> <th>納 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 期</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 納付場所</p> <p style="text-align: center;">三 朝 町 金 庫</p>	税 区 分	控分率	課税標準	税 率	金 額	所 得 割					資 産 割					被保険者等割					世帯別平等割					合 計					期 別	納 付 額	納 期 限	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		
税 区 分	控分率	課税標準	税 率	金 額																																										
所 得 割																																														
資 産 割																																														
被保険者等割																																														
世帯別平等割																																														
合 計																																														
期 別	納 付 額	納 期 限																																												
第 1 期																																														
第 2 期																																														
第 3 期																																														
第 4 期																																														